

国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について

1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

給与などの支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合において、労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

現在の申請件数等は次のとおりです。

(令和4年3月1日現在)

	申請受付件数	支給決定件数	不支給決定件数
国民健康保険	9	7	0
後期高齢者医療保険	0	0	0

2 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免状況について

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免について、現在の申請件数等は次のとおりです。

(令和4年3月1日現在)

国民健康保険税 (世帯)	申請受付件数			
		減免決定件数	不承認件数	処理中件数
令和3年度 (令和2年度相当分)	1	1	0	0
令和3年度分	144	114	16	14
計	145	115	16	14

後期高齢者医療保険料 (人数)	申請受付件数			
		減免決定件数	不承認件数	処理中件数
令和3年度 (令和2年度相当分)	0	0	0	0
令和3年度分	16	16	0	0
計	16	16	0	0